

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定受託事業者に係る取引適正化等に関する法律

規制の名称：業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室

評価実施時期：令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

○現行の労働法においては、事業主に対し雇用管理上の措置として、職場におけるハラスメント対策を義務付けているが、特定受託事業者を含むフリーランスについては、指針において「事業主が行うことが望ましい取組」として位置づけられており、労働法の保護対象外となっている。

○一方で、特定受託事業者の取引の実態として、業務委託に係る業務の遂行中に、例えば、

- ・仕事の依頼で肉体関係を迫られ、これに対して苦言を呈すと携わっていたプロジェクトから外されたり、風評を流されたりするセクシャルハラスメント
- ・妊娠・結婚の予定があるのなら業務委託はしない旨の圧力を受けたり、妊娠の事実を告げると突如業務委託を打ち切られる等のマタニティハラスメント
- ・業務でミスをした際の暴言・暴力の他、嫌がらせ目的で難しい配送ルートを指定される等のパワーハラスメント

等が一定の割合で発生している。

○特定受託事業者は、従業員を有さず、役務提供の主体が本人であることから、ハラスメント対策が講じられない場合、所属組織からの保護がなく、発注事業者からのハラスメントを直接受ける立場にある一方で、ハラスメントを受けても役務提供主体の変更ができず、被害が深刻化しやすい。

○特定受託事業者に対するハラスメント対策が講じられず、被害が放置された場合、

- ・特定受託事業者が本来有する能力の発揮を妨げるとともに、当事者の対等なやり取りなど適正な取引そのものを歪めたり、
- ・特定受託事業者の心身に不調をきたし、事業活動の中断や撤退せざるを得なくなる等の弊害が生じる。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

特定受託事業者に対するハラスメントの未然の防止及びハラスメント行為が行われた際の改善を図るために、特定業務委託事業者は、業務委託契約を結ぶ特定受託事業者に対して自社の従業員が行うハラスメントに関し、当該特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な措置を講じなければならないこととする。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

○遵守費用として、特定受託事業者に対するハラスメントの未然防止及びハラスメント行為が行われた際の改善を図るための対応が発生することが想定される。具体的な内容は、指針で定めることとしているが、例えば、

- ・ハラスメントを未然に防止するための周知・啓発
- ・ハラスメントを受けた特定受託事業者からの相談を受ける体制の整備
- ・特定受託事業者に対するハラスメントが起きた場合の事後の適切な対応等が想定される。

○行政費用として、本規制に違反する疑いのある事案があった場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務が発生する(都道府県労働局において対応)。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果(便益)の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

特定業務委託事業者が特定受託事業者に対するハラスメントの未然防止及びハラスメント行為が発生した場合の改善を図るための措置を講ずることにより、

- ・ 特定受託事業者がその有する能力を十分に発揮し、安心して働くことができることや、
- ・ 特定受託事業者の取引市場の健全な発展等の効果が期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和には該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化で

きるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

○特定受託事業者に対するハラスメント対策として、ハラスメント防止のための周知・啓発等の遵守費用は発生するものの、今回新設する規定は、現行の労働法に基づいて、事業主が雇用管理上の措置として行っている内容をフリーランスに対しても実施することを求めるものであり、特定業務委託事業者の対応コストは限定的である。

○特定受託事業者に対するハラスメント対策が講じられることは、特定受託事業者がその有する能力を十分に発揮しながら就業することができ、特定受託事業者の取引市場の健全な発展につながるため、遵守費用を超える便益が生じる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制について、法律上で努力義務として規定するということも考えられるが、

- ・特定受託事業者に対するハラスメント対策は、事業者と役務提供主体を兼ねる特定受託事業者にとって取引を継続し得るか否かを左右する不可欠な要素であること
- ・事業主における特定受託事業者を含むフリーランスへのハラスメント対策は、現在も指針において取組が促されているが、ハラスメント被害が問題化している中、事業主における自主的な取組を超えた対策が求められることから、法律で措置義務を規定することとする。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者から

の情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において本評価書等の活用は行っていない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第 2 項の規定に基づき、施行後 3 年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

あらかじめ指標を設定することは困難。